工事関係書類作成要領

平 成 ２ ３ 年 ７ 月

独立行政法人国立病院機構本部

工事関係書類作成について

国立病院機構の整備工事にかかる契約の適正な履行を確保するため必要とされる工事関係書類については、「工事関係書類一覧表及び参考書式集」によることとなっていますが、その具体的作成方法を整理要約しましたので、手引きとして利用して下さい。

凡　例

書 式 集 :「工事関係書類一覧表及び参考書式集」
※第２版平成２３年７月１日独立行政法人国立病院機構作成（ＨＰに掲載）
契 約 書 :「工事請負契約書」
※国立病院機構施設整備事務取扱要綱（別添６）
提出基準 : 本編後段の「計画書、報告書等の提出基準」

目　　次

2　契約変更

3　工事開始

4　工事中

5　工事完成時等

1　契約直後

1.1 着工通知書　……………………………………………………………書式集1

着工日に提出。契約成立後、翌日から準備作業が始まることから、現地での作業が行われなくても契約上の着工日を着手した日として届出すること。

1.2 請負代金内訳書　…………………………………………………………書式集2

請負業者は、請負代金内訳書を契約後１４日以内に発注者に提出すること。

なお、請負代金内訳書は、あらかじめ監督職員の確認を受けたものを提出すること。

1.3 契約工程表　……………………………………………………………書式集3

契約に係る必要書類として契約後１４日以内に提出すること。

契約工程表は、実施工程の基礎となるものであり、必ず監督職員の確認を受けたものを提出すること。

1.4 現場代理人等通知書　……………………………………………………書式集4

経歴書（必要な資格者証の写しを添付すること）を付して着工通知書と一緒に提出すること。

(1) 現場代理人

現場代理人は、工事現場に常駐し、請負契約の適正な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の運営、取締りを行い、工事の施工に関する一切の事項を処理する。

なお、資格については、指定されていない。

(2) 主任技術者（または監理技術者）

主任技術者または監理技術者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法上配置が義務づけられている技術者で、入札説明書で指定された技術的資格を有する者であることが必要。

(3) 専門技術者

建設業者が下記の工事の施工をしようとする場合に、建設業法上配置されることが要求される技術者。

・建設業者が、土木一式または建築一式工事を施工する場合、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするとき。

・建設業者が専門工事を施工する場合に自らそれに付帯する他の建設工事を施工しようとするとき。

1.5 業務分担通知書 ··書式集5

工事着工に先立ち、下記のものを添付して提出すること。また、現場事務所及び監督職員事務所の見やすい場所に掲示すること。

(1) 元請組織表

請負会社としての当該工事にかかる業務の組織表とする。

(2) 社内検査組織表

請負者が自ら実施する施工等の検査については、工事施工担当組織とは別の独立した組織とし、あらかじめ監督職員の確認を受けること。

検査責任者については、主任技術者、専門技術者等と同等以上の資格、実務経験を有する者を選任するとともに、経歴書を添付すること。

(3) 現場組織表

当該工事にかかる現場の組織表とし、現場における職務分担（職員構成、工種別責任者、電気保安技術者、統括安全衛生責任者等）記載する。

1.6 電気保安技術者通知書 ··書式集6

監督職員の指示に従い電気工作物の保安業務を行うこととして特記仕様書で指定されている場合は、資格又は知識及び経験を証明する資料等を添付して提出すること。

1.7 技能士通知書 ··書式集7

特記仕様書に定めのある工種について、資格者証の写しを添付して提出すること。

1.8 火災保険等加入状況報告書 ··書式集8

工事の目的物及び工事材料等に対し、火災保険若しくは建設工事保険等の契約を締結し、その証券等の写しを添えて提出すること。

1.9 緊急連絡体制 ··書式集9

災害等の緊急時の連絡体制表を提出すること。

1.10 仮設計画承諾願‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集10

工事着工に先立ち、現場事務所・建設機器類・仮囲・電気・給排水設備等、作業場全般の配置を記載した仮設計画図（各メーター設置箇所も明記すること）を作成し、監督職員の確認を受けたものを発注者に提出し、承諾を受けること。

仮設計画の内容（特に各仮設物の設置位置及び作業通路等）については、病院の管理運営及び患者等第三者に対する影響が極力少なくなるように十分配慮した計画とすること。

1.11 官公署届出書一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集11

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続は、請負者が行うこと。

請負者は遅滞なく手続きを行ない、官公署届出書一覧に整理したうえ、提出した書類の写しもファイルに整理し提出すること。

参考 ： 「主な官公署への申請手続一覧表」

2 契約変更

2.1 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について ‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集12

工期内に日本国内における賃金水準又は物価水準に著しい変動を生じる等、請負代金額が不適当となったときは、契約書第25条により相手方に対して請負代金額の変更を請求できる。

2.2 変更通知書 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集13

請負者の名義変更、改印、代表者変更等が生じた場合は発注者に提出すること。

3 工事開始

3.1 施工体制報告書 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集14

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者で、工事を施工するために総額3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の下請け契約を締結した場合は、建設業法に基づき施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、監督職員に提出すること。

また、工事着手以降に締結された下請け契約がある場合、又は変更が生じた場合は、適宜修

正すること。

3.2 施工計画書 ……………………………………………………書式集15

工事着手に先立ち、施工方法等を具体的に定めた施工計画書を作成して監督職員に提出、承諾を受けること。

施工計画書の提出を必要とする工事は、提出基準によること。

施工計画書は、工事の内容、規模、状況に応じ、下記事項のほか、必要事項を簡潔に要領よく記載したものとすること。

(1) 工事概要（工事名、細分工事名、工事場所、工期、工事内容等）
(2) 施工管理体制、施工担当者名及び下請業者名（作業員名簿、技能士等免許写し添付）
(3) 作業量、施工方法及び使用機器（低騒音、排気ガス対策型等証明書写し添付）
(4) 工程計画表
(5) 安全対策
(6) 使用材料の搬入及び保管方法
(7) 品質管理計画（管理値及び確認、検査、判定、記録方法）
(8) 施工図（管理、検査判定に必要な場合）

3.3 主要（資材・機材）発注先通知書 ……………………………………書式集16

品質管理の一貫として提出すること。

提出を必要とする主要資材・機材（付属品等を除く）については、提出基準による。

なお、監督職員が特に必要と認めるものについては、提出すること。

また、環境へ配慮した材料（グリーン購入法の特定調達品）を、使用するように努めること。

3.4 下請負者通知書 ……………………………………………………書式集17

原則として下記に基づき決定した下請負者について提出すること。

建設業の許可を受けていない者、または営業を停止されている者等を選定すること、及び一括下請負については、禁止されているので注意すること。

(1) 総合工事の場合　　電気設備工事
　　　　　　　　　　　機械設備工事
　　　　　　　　　　　特殊専門工事
(2) 専門工事の場合　　下請内容及び下請金額により発注者が決定する。
(3) 請負業者が直接下請負として契約している場合で、下記に該当するものについては前記(1)及び(2)にかかわらず提出すること。

ａ．当該下請負の工事金額が、元請負工事金額の２５％を超える場合。
ｂ．その他監督職員が必要と認める場合。

4　工事中

4.1 工事材料（機材）搬入整理表 ……………………………………………書式集18

提出基準により報告を必要とする材料（資材・機材）を工事現場に搬入した場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けたものを除き、搬入ごとに、監督職員に報告すること。

また、搬入された材料の数量等は、工事材料（機材）搬入整理表に整理しておくこと。

4.2 産業廃棄物整理表 ……………………………………………………書式集19

工事現場から搬出される産業廃棄物が関係法令に従い適切に処理されていることを、証明するためにマニフェスト（産業廃棄物管理票）を整理し提出すること。

4.3 試験成績報告書提出一覧表 ……………………………………………書式集20

試験成績報告書 ……………………………………………………………書式集21

工事に使用される材料の性能等の試験については、設計図書に定められている場合、試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合、及び監督職員が特に必要と認める場合に実施すること。

また、試験成績表等として品質証明書の提出を必要とする材料については、提出基準による。

試験実施後は速やかに試験成績報告書を提出し監督職員の確認を受けること。

確認を受けた試験成績報告書は、試験成績報告書提出一覧表に整理しておくこと。

試験の実施等については次による。

試験の実施にあたっては、計画書を作成するとともに、現場調合、現場施工試験については、監督職員がなるべく立会する。諸事情により立会できない場合は、主任技術者（または監理技術者）が立会し、その状況を報告すること。その場合、その報告内容に疑義のある場合は事情を聴取し、必要と認めた場合は監督職員が確認するまで、その材料の使用等を見合わせるよう指示することがある。

材料の性能試験のうち現場搬入前に工場で実施されるものについては、監督職員が特に必要と認めるものに限り立会する。

ＪＩＳ（日本工業規格）、ＪＥＣ（電気学会電気規格調査会標準規格）、ＪＥＭ（日

本電気工業会規格)、ＨＡＳＳ（空気調和、衛生工学会規格）等に試験等についての規定のあるものは、それによること。
また、すでに実験値等が整備されている材料は、性能の証明となる資料を提出することを条件として監督職員の承諾を得た場合に限り、現場搬入前の性能試験を省略することが出来る。

4.4 現場代理人等変更通知書 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集22

現場代理人等に変更があった場合、提出すること。

4.5 天災その他不可抗力による損害通知書 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集23

工事目的物の引渡し前に、天災等（発注者、請負者の責でないもの）で工事目的物、仮設物、工事現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときには、直ちに請負者はその状況を調査し被災内訳及び内容確認書を添付した損害通知書を提出すること。

4.6 工期延長願 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集24

天候の不良、契約書第２条に基づく関連工事の調整への協力、請負者の責任でない理由、その他正当な理由により工事期間内に工事を完成することが出来ない場合、請負者は工事期間の延長の請求ができる。

4.7 現場休止通知書 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集25

年末年始等長期間現場を休止する場合、緊急連絡先、保安体制を記入し提出すること。

4.8 月間工程表 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集26

工事の着手に先立ち、請負者は契約工程表（書式集3）に基づき実施工程表（全体）を作成し監督職員の承諾を受けること。

監督職員の指示に従い月間工程表又は週間工程表又は２週間工程表を作成し、監督職員の確認を受けたものを発注者に提出すること。

作成に当たっては、建築工事と電気設備工事、機械設備工事等関連する工事間の乗込み工程の時期、期間等については十分検討すること。

工程に変更が生じた場合は、直ちに変更工程表を提出すること。また、工事が当初の計画より７日以上遅れた場合は、その理由と対策を記した文書を提出すること。

4.9 施工図、製作図等提出一覧表 ……………………………………………書式集27

施工上の納まり、取り合い等精度を確保するため、必要に応じ各工事ごとに作成し監督職員の承諾を受けること。

提出を必要とする施工図、製作図等については、提出基準による。なお、監督職員が特に必要と認めるものについては、提出すること。

色彩、柄等の決定を必要とするものについては一覧表を作成し、色見本、材料見本等を揃えて提出すること。

施工図、製作図、見本品等は、必ず監督職員が指示した時期に提出すること。

なお、監督職員の承諾の無い施工等は、着手してはならない。

提出した施工図、製作図等は、施工図、製作図等提出一覧表に整理しておくこと。

施工図、製作図、見本品等については、下記事項を留意の上作成すること。

(1) 設計図との相違がないこと、及び設計の意図が生かされていること。

(2) 関連工事との調整が十分であること。(特に建築、電気設備、機械設備及び医療機器業者との関連調整)

(3) 納まり、取り合い等の都合上、一部設計図等との変更が生ずる場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。

4.10 工事施工管理報告書一覧表 ……………………………………………書式集28

工事施工管理報告書……………………………………………………書式集29

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを主任技術者(または監理技術者)が確認し、その状況を適時、監督職員に報告すること。

報告を必要とする工事の内容及び規模等については、提出基準による。

なお、監督職員が直接行なった検査又は確認の内容については打合せ記録(書式集35)により整理の上提出すること。

確認を受けた工事施工管理報告書は、工事施工管理報告書一覧表に整理しておくこと。

4.11 特定工事施工管理責任者通知書 ……………………………………………書式集30

特定工事については、施工計画及び施工の実施にあたり、特に入念な検討を行うとともに、それぞれの特定工事における施工管理責任者を定め、経歴書(必要な資格者証の写しを添付すること)を付して監督職員に提出し確認を受けること。

特定工事とは、その工事の不備が原因で、直接人命に危険を及ぼすおそれのある工事であり下記の工事をいう。

建築工事
(1) 延焼防止上重要なたて穴等の防火区画部分の工事
(2) 放射線防護に関わる部分の工事
(3) シールド工事
(4) その他これらに類する工事で、監督職員が指定する工事または施工部分

電気設備工事
(1) 受変電設備工事（停復電動作フローに影響を与えるもの）
(2) 医療用接地配線設備工事
(3) 医療用非接地配線設備工事（アイソレーションシステム）
(4) 防火区画等を貫通する配管及び配線部分の工事
(5) 放射線防護に関わる部分の工事
(6) その他それらに類する工事で、監督職員が指定する工事または施工部分

機械設備工事
(1) 医療ガス設備及び余剰麻酔ガス排出設備工事
(2) 都市ガス設備及び液化石油ガス（プロパンガス等）設備工事
(3) 不活性ガス消火設備及びハロゲン化合物消火設備工事
(4) 防火区画を貫通する配管、配線及び風道部分の工事
(5) 放射線防護に関わる部分の工事
(6) その他これらに類する工事で、監督職員が指定する工事または施工部分

4.12 特定工事着手願（医療ガス設備工事） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・書式集31

特定工事のうち医療ガス設備工事については、着手に先立ち施工区分、施工場所、工程、施工内容、施工管理責任者、下請負責任者等を記載した特定工事着手願を監督職員に提出すること。

特定工事着手願の確認を受けていない医療ガス設備工事及び監督職員の承諾のない特定工事は着手出来ない。

4.13 特定工事施工管理報告書一覧表 ・・・書式集32

確認を受けた特定工事施工管理報告書は、特定工事施工管理報告書一覧表に整理しておくこと。

4.14 特定工事施工管理報告書　　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集33

特定工事の施工については、監督職員自らが必ず立会することを原則とする。やむを得ない事情により立会できない場合は、主任技術者（または監理技術者）が立会し、工事完了後直ちに請負者から監督職員に電話等により報告すること。

実施工程が一週間を超える場合は、一週間ごとに実施状況を、請負者から監督職員に報告すること。

特定工事完了後請負者は、設計図書等に指定された試験、検査、確認等を完全に実施し、安全確認をした後速やかに特定工事施工管理報告書を監督職員に提出して確認を受けること。

監督職員は、提出された特定工事施工管理報告書を確認し、適正な施工が行われていると判断される場合は承諾する。ただし、この場合の承諾は、次の工程に進むことの承諾のみに限定し、監督職員が後日現場に赴いた時に必ず施工状況を確認する。

報告の内容について疑義のある場合はただちに事情聴取し、状況によっては、次の工程に進むことを停止させて監督職員自ら検査、確認を行う。

確認完了後は、その結果を病院担当者へ報告すること。

4.15 工事進捗状況報告書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集34

工事の規模分類が、建替整備の場合は月に２回（第１、第３月曜日）、中規模又は中（大）規模の場合は月に１回（第１月曜日）工事進捗状況の出来高等を記載し提出すること。

4.16 打合せ記録‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥書式集35

工事の進行に伴い必要とされる、納まり・工法等施工上の打合せ及び工事の工程・安全管理等の打合せは、施工精度、工事工程を大きく左右するものであるため、請負者は設計の意図を十分理解の上、適時的確に行わなければならない。

打合せの記録については、協議した内容・結果を記載したものを、出席した関係者全員が確認し、記名押印した上で監督職員に提出すること。

電話連絡等により打合せを行った場合についても、請負者が必ず記録をとり、整理の上提出すること。

また、監督職員が現場において検査又は確認を行った場合も打合せ記録に記載し提出すること。

4.17 設計変更調書 ··書式集36-1

設計変更内訳明細書 ···書式集36-2

設計変更整理表 ···書式集36-3

工事施工上設計変更の必要が生じた都度、設計変更調書及び設計変更内訳明細書を作成し、監督職員が確認し、発注者の承諾を受けたうえで実施すること。

設計変更内訳明細書の作成に当たっては、契約当初発注者に提出した請負代金内訳書に記載のある品目・項目については、その単価・価格を使用し、記載のないものについては刊行物や見積徴取等で根拠を明らかにし、設計変更内訳明細書の備考欄に単価根拠を明記すること。また、設計変更内訳明細書の数量及び単価について監督職員及び発注者が査定することがあるので注意すること。

なお、変更の内容は打合せ記録（書式集35）に整理すること。

承諾を受けた設計変更は、設計変更整理表に整理すること。

4.18 設計変更総括内訳書 ···書式集36-4

契約約款第18条及び第19条による設計変更協議書 ···························書式集37

全ての設計変更が完了した時点で設計変更総括内訳書を作成すること。

請負金額又は工期の変更がない場合は、設計変更協議書を作成し、請負金額又は工期の変更がある場合には更に変更契約書も作成の上、発注者と取り交わすこと。

4.19 部分使用調書 ··書式集38-1

覚　　書 ··書式集38-2

別　　表 ··書式集38-3

使用部分施工現況確認書 ··書式集38-4

工事施工中の建物及び工作物等の一部を使用する場合の取扱については、契約書第33条に基づき、監督職員または検査職員が工事の施工状況を確認し、部分使用調書により同意を得たうえで、使用部分施工現況確認書及び覚書により行うこと。

5　工事完成時等

5.1 工事概要書 ··書式集39-1・2

工事完成時に作成し、原則としてＡ－４サイズのクリアファイルに整理したものを２部及びＰＤＦデータ（ＣＤ－Ｒ等に保存したもの）を、監督職員に提出すること。

提出を必要とする工事については、提出基準による。

工事概要書に添付するものは次による。

(1) 配置図及び案内図（完成図を縮小）
(2) 各階平面図・立面図・断面図（完成図を縮小）
(3) 完成写真（主要部分を撮影）
(4) 全景パース（提出の要否は特記による）
(5) その他（監督職員の指示による）

5.2 工事保証書提出一覧表 ･･書式集40

工法、材料等に一定期間の耐用年数保証、性能保証がなされているものについては、請負者、施工者、メーカー（または代理店）連名の保証書を提出すること。

また、監督職員が特に必要と認めるものについては、提出すること。

工事保証書等は、工事保証書提出一覧表に整理して提出すること。

5.3 社内検査報告書 ･･･書式集41

工事が完了した時点で社内検査を実施し、社内検査報告書を提出すること。

社内検査の実施者は、業務分担通知書（書式集5）に添付した社内検査組織表により届け出た者でなければならない。

5.4 完成通知書 ･･書式集42

監督職員が、契約条件及び設計図書の通り工事が完成していることの確認（下検査）及びその手直しが完了し、完成図、試験成績報告書、その他の関係提出資料についても作成・整理が完了した時点で、発注者に完成通知書を提出すること。

完成図については次による。

完成図は、次の内容について作成し、工事目的物の完成時の状態を正確に表現すること。

提出方法については特記仕様書による。

建築工事

(1) 配置図及び案内図（外構図と兼ねることができる）
(2) 各階平面図（室名、室面積、耐震壁等を記入する）
(3) 各立面図（外壁仕上、設備工事のベンドキャップ、ガラリ等を記入する）
(4) 断面図（階高、天井高等を記入し２面以上作成する）
(5) 仕上表（屋内外仕上げ材の色、メーカー名、品番等を具体的に記入する）

(6) その他監督職員の指示したもの

電気設備工事

(1) 電灯、動力、電熱、雷保護、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、防犯・入退室管理、火災報知等の各階配線図

(2) 各種機器の仕様詳細

(3) 分電盤、動力制御盤、配電盤等の単線接続図

(4) 各種系統図

(5) 主要機器設置場所の平面詳細図、配置図

(6) 各種構内配線図

(7) 主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等を記入する）

(8) その他監督職員の指示したもの

（注）受変電設備、自家発電設備等については、監督職員の承諾を受けた製作図をもって代えることができる。

機械設備工事

(1) 屋外配管図（雨水、排水を含む）

(2) 各階平面図及び図示記号

(3) 主要機械室平面図及び断面図

(4) 便所詳細図

(5) 各種系統図

(6) 主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、数量等を記入する）

(7) ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図

(8) その他監督職員の指示したもの

（注）主要機器図は、監督職員の承諾を受けた製作図をもって代えることができる。

5.5 引渡書 ……………………………………………………………書式集43

工事が契約内容に適合している旨の検査結果通知書を受領した後に、関係書類とともに引渡書を提出して、引き渡しを完了すること。

5.6 予備品等引渡通知書 ……………………………………………………書式集44

工事完成時には、工事完成図書、鍵、工具、予備品、取扱説明書及び建築物等の利用に関する説明書を目録により整理の上提出すること。

5.7 修補完了報告書 ・・書式集45

検査において指示された部分の修補が完了した場合、修補完了報告書により発注者に報告すること。この場合、検査職員又は監督職員が確認を行う。

> 検査における指摘の取り扱いについては次による。
>
> (1) 軽微な指摘
>
> 検査を受けた結果、修補に要する期間が概ね１週間以内の軽微な指摘事項があった場合、発注者は請負者にその旨通知して修補を求める。
>
> 指摘にかかる修補計画については、監督職員の承諾を得ること。
>
> (2) 重大な指摘
>
> 検査を受けた結果、重大な指摘事項があり、不適合である旨の検査結果通知書を受領した場合、監督職員と十分な協議を行い、適正な修補の計画をたて検査指摘事項施工計画書を提出すること。(書式については別途指示する。)
>
> 修補が完了し修補完了報告書が提出された後、監督職員が確認（下検査）を行ったうえ、検査職員が再検査を行う。

5.8 是正等の措置請求書 ・・書式集46

監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者は発注者に対して、その理由を明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

また、発注者側からの措置請求も同様となっている。

5.9 支払請求書（完成払） ・・・書式集47

完成検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

5.10 指定部分完成通知書 ・・書式集48

指定部分引渡書 ・・書式集49

工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合は、指定期日までに工事を完成させ、検査職員の検査を受け、引渡しを行うこと。

5.11 請負工事既済部分検査請求書 ・・書式集50

支払請求書（部分払） ・・・書式集51-1-1

請求内訳書 ・・・書式集51-1-2

工事既済部分価格内訳書 ……………………………………………書式集51-2
既済部分価格明細 …………………………………………………書式集51-3

工事請負契約書に従い、請負者は工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について部分払を請求することができる。

この場合、検査職員により確認検査を実施する。

5.12 事故発生報告書……………………………………………………………書式集52

万一事故等が発生した場合は、直ちに緊急時連絡体制表により通報するとともに事故発生報告書を提出すること。

ただし、事故が極めて軽微である場合は監督職員の指示によること。

工事現場における安全、事故防止については特に次の点に注意すること。

工事現場の安全確保及び環境保全については、常に徹底した注意を心掛けるよう指導を行い、定期的にその実施状況を報告する。

特に作業動線等が患者及び病院職員と輻湊する場合は、必ず事前に施設管理者と打合せを行い、承諾を受けてから着手すること。

計画書、報告書等の提出基準

施工計画書の提出基準

（建築工事）

工　事　区　分	提　出　基　準
１.仮　設　工　事	ａ．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事。 ｂ．地下工事を含む新築、増築工事
２.土　　工　　事	ａ．地下工事 ｂ．根切りの深さが２ｍ以上の工事、山止めを必要とする工事で山止め面積が１００㎡以上の工事 ｃ．根切り面積が１，０００㎡以上の工事
３.地　業　工　事	ａ．既製杭打工事 ｂ．場所打杭工事 ｃ．特殊仕様杭打工事、特殊地業工事
４.鉄筋及び　コンクリート工事	ａ．主要構造部に要するコンクリート量が２０m³ 以上の工事 ｂ．主要構造部に要する鉄筋量が５ｔ以上の工事
５.鉄　骨　工　事	ａ．主要構造部に要する鉄骨量が５ｔ以上の工事
６.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ａ．補強コンクリートブロック造工事 ｂ．構造壁以外のブロック等で面積が１００㎡以上の工事（ＡＬＣパネル、押出成形ｾﾒﾝﾄ板、ＰＣパネル等を含む）
７.防　水　工　事	ａ．施工面積が３０㎡以上の工事（ひとつの材料面積）
８.石　　工　　事	ａ．張り石及び敷石等面積が１００㎡以上の工事（ひとつの材料面積）
９.タ イ ル 工 事	ａ．張り面積の合計が２００㎡以上の工事
10.木　　工　　事	ａ．木造建物 ｂ．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事（木材の使用量１ｍ³ 以下の場合を除く） ｃ．ａ及びｂ以外の工事で、木材の使用量が３ｍ³ 以上の場合
11.屋根及びとい工事	ａ．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事
12.金　属　工　事	ａ．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事
13.左　官　工　事	ａ．塗面積の合計が５００㎡以上の工事
14.建　具　工　事	ａ．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事 ｂ．建具面積の合計が１００㎡以上の工事（ただし、木製、金属製別）
15.塗　装　工　事	ａ．塗装面積の合計が２００㎡以上の工事
16.内　装　工　事	ａ．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事
17.ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事	ａ．監督職員の指示による。
18.舗　装　工　事	ａ．施工面積が１００㎡以上の工事
19.解　体　工　事	ａ．延床面積が１０㎡以上の工事

（備考）１．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

２．請負金額が３千万円未満の工事及び要求水準仕様書発注の工事については、試験項目のみ提出すること。

主要（資材・機材）発注先通知書、工事材料搬入報告書の提出基準

（建築工事）

工 事 区 分	提 出 を 要 す る 材 料 名	最少数値	摘　　要
１.土　　工　　事	購入土	３０m³	
２.地　業　工　事	杭	－	
３.鉄　筋　工　事	鉄筋、溶接金網	１ｔ	
４.コンクリート工事	生コンクリート	１０m³	
５.鉄　骨　工　事	鋼材、高力ボルト 耐火被覆材	１ｔ ５０㎡	
６.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	主要構造部に用いるコンクリートブロック ALC ﾊﾟﾈﾙ、押出成形ｾﾒﾝﾄ板、PC ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾟﾈﾙ	３０㎡	
７.防　水　工　事	防水材料	３０㎡	
８.石　　工　　事	石材、擬石材	１０㎡	
９.タ イ ル 工 事	タイル	１０㎡	
10.木　　工　　事	構造材、造作材	１m³	
11.屋根及びとい工事	屋根葺材	３０㎡	
12.金　属　工　事	軽量鉄骨下地材、金属成形材	３０㎡	
13.左　官　工　事	セメント、プラスター、吹付け材料	３０㎡	
14.建　具　工　事	木製建具、金属製建具	２０㎡	
15.ガ ラ ス 工 事	特殊ガラス	２０㎡	
16.塗　装　工　事	塗料	３０㎡	
17.内　装　工　事	ボード類、断熱材、化粧材	３０㎡	
18.ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事	家具類、ブラインド等	－	
19.舗　装　工　事	仕上舗装材	１００㎡	

（備考）１．延床面積が１０㎡未満の改修工事については、提出を要しない。

２．各材料の施工面積、使用数量が最少数値未満の場合は、提出を要しない。
ただし、その機材に性能、規格等が特に指定されているものについては、数値にかかわらず提出すること。

３．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

材料試験成績報告書の提出一覧表

（建築工事）

工　事　区　分	提　出　を　要　す　る　機　材　試　験　成　績　表
１.地　業　工　事	地盤の載荷試験 既　製　杭　　杭の載荷試験、製品検査試験成績書 骨材・細骨材等試験成績表 鉄筋引張り試験成績表、製品曲げ試験成績表 根固め液等の圧縮強度試験 場所打ち杭　　鉄筋工事及びコンクリート工事に準ずる。
２.鉄　筋　工　事	ミルシート、 母材引張り試験成績表［公的機関］ ガス圧接外観試験成績表、 ガス圧接引張り試験成績表［公的機関］ 圧接部非破壊検査成績表［第三者機関］
３.コンクリート工事	配合報告書　骨材、細骨材アルカリ反応試験成績表 混和剤試験成績表 骨材、細骨材、セメント試験成績表 試験練り成績表（スランプ、塩分、圧縮強度等）［４Ｗは公的機関］ 現場採取供試体試験成績表（スランプ、塩分、圧縮強度等）［４Ｗは公的機関］
４.鉄　骨　工　事	ミルシート、 製品検査成績表、高力ボルト検査成績表 溶接部非破壊検査成績表［第三者機関］ 高力ボルトトルク係数値確認試験成績表、無収縮モルタル品質管理試験成績表
５.防　水　工　事	製品検査成績表、ｺﾝｸﾘｰﾄ下地含水率試験成績表、ｼｰﾘﾝｸﾞ材接着試験成績表
６.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ　板工事	プレキャストコンクリート品質検査成績表 ＡＬＣパネル品質検査成績表
７.タ　イ　ル　工　事	接着力試験成績表
８.木　工　事	含水率試験成績表
９.金　属　工　事	あと施工アンカー引張試験成績表
10.左　官　工　事	セルフレベリング材試験成績表
11.建　具　工　事	製品検査成績表、自動ドア開閉装置性能試験成績表、 自閉装置等作動試験成績表 遮煙性能試験成績表
12.塗　装　工　事	材料試験成績表
13.内　装　工　事	材料試験成績表
14.ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事	材料試験成績表
15.舗　装　工　事	路床 CBR 試験成績表、締固め度試験（路床・路盤・ｱｽﾌｧﾙﾄ）成績表 砂粒度試験成績表、ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等抽出試験成績表

（備考）１．延床面積が１０㎡未満の改修工事については、提出を要しない。

２．各工事の施工面積（量）がＡ－１の「主要（資材・機材）発注先通知書等の提出基準」の最少数値未満の場合は、提出を要しない。

３．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

品質証明書の提出基準

（建築工事）

工 事 区 分	提 出 を 要 す る 材 料 名	最少数値	摘　　要
１.地　業　工　事	杭	－	
２.鉄　筋　工　事	鉄筋、溶接金網	１ｔ	
３.鉄　骨　工　事	鋼材、高力ボルト 耐火被覆材	１ｔ ５０㎡	
４.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	主要構造部に用いるコンクリートブロック ALC ﾊﾟﾈﾙ、押出成形ｾﾒﾝﾄ板、PC ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾟﾈﾙ	３０㎡	
５.防　水　工　事	防水材料	３０㎡	
６.タ イ ル 工 事	タイル	１０㎡	
７.木　　工　　事	構造材、造作材	１m^3	
８.屋根及びとい工事	屋根葺材	３０㎡	
９.金　属　工　事	軽量鉄骨下地材、金属成形材	３０㎡	
10.左　官　工　事	吹付け材料	３０㎡	
11.建　具　工　事	金属製建具	２０㎡	
12.ガ ラ ス 工 事	特殊ガラス	２０㎡	
13.塗　装　工　事	塗料	３０㎡	
14.内　装　工　事	ボード類、断熱材、化粧材	３０㎡	

（備考）１．延床面積が１０㎡未満の改修工事については、提出を要しない。

２．各材料の施工面積、使用数量が最少数値未満の場合は、提出を要しない。

ただし、その機材に性能、規格等が特に指定されているものについては、数値にかかわらず提出すること。

３．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

施工図、製作図等承諾願の提出一覧表

（建築工事）

図面名	工　事　区　分	提　出　を　要　す　る　施　工　図　等
計　画　図	仮　設　工　事	総合仮設計画図、 仮設建物計画図
	土　工　事	掘削計画図、山止め計画図
	地　業　工　事	杭打計画図
	コンクリート工事	コンクリート打設計画図、コンクリート型枠計画図
	鉄　骨　工　事	鉄骨建方計画図
施　工　図	鉄筋コンクリート工事	コンクリート寸法図、鉄筋工作図、型枠工作図
	鉄　骨　工　事	軸組図、梁伏図、柱・梁詳細図、アンカープラン
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	割付け図、ＡＬＣパネル取付け詳細図
		押出成形ｾﾒﾝﾄ板取付け詳細図、ＰＣコンクリート板取付け詳細図
	防　水　工　事	割付け図
	石　工　事	割付け図
	タイル工事	目地割り図、納まり詳細図、役物リスト
	木　工　事	造作図、間仕切り軸組詳細図、継手・仕口詳細図
		床・天井下地組図
	屋　根　工　事	割付け図、納まり詳細図
	金　属　工　事	製作金物工作図、天井・壁下地軽量鉄骨詳細図
		天井・壁金属板張り詳細図
	左　官　工　事	特殊部分納まり詳細図、目地割り図
	金属製建具工事	キープラン、詳細図
	木製建具工事	キープラン、詳細図
	内　装　工　事	ボード類割付け図
	ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事	各種家具類詳細図
	そ　の　他	平面詳細図、壁・天井プロット図（設備との合わせ図）

（備考）１．上記のうち、内容が単純なものについての提出の要否は、監督職員の指示によること。

２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

工事施工管理報告書の提出基準

（建築工事）

工　事　区　分	提 出 を 要 す る 施 工 管 理 内 容
１.仮　設　工　事	地縄張り検査、ベンチマーク検査、遣方検査、足場等の安全性の確認
２.土　　工　　事	埋設物の確認、根切り底の検査、埋戻し・盛土の確認、整地状況の確認
３.地　業　工　事	杭芯確認、試験杭打ち立会、本杭打ち立会、深さ及び支持地盤検査、支持力の確認
	継手確認、杭芯ずれ確認、杭頭処理確認、割り石・砂利地業確認、捨てコンクリート確認
４.鉄　筋　工　事	各構造部配筋検査、ガス圧接状況確認
５.コンクリート工事	基準墨出し確認、型枠施工状況確認、コンクリート打込み立会、コンクリート初期養生確認
	コンクリート躯体仕上り確認
６.鉄　骨　工　事	基準巻尺照合確認、現寸確認、高力ボルト締付け検査、溶接状況確認、ｽﾀｯﾄﾞ溶接確認
	アンカーボルト埋込み確認、建て入れ検査、錆止め塗装状況確認、耐火被覆状況確認
７.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	コンクリートブロック積み縦やり方確認、コンクリートブロック積み状況確認
	プレキャストコンクリート製作状況確認、プレキャストコンクリート取付状況確認
	ＡＬＣパネル取付状況確認、押出成形セメント板取付状況確認
８.防　水　工　事	防水下地確認、防水層検査、防水層施工状況確認、防水層水張り確認
９.石　　工　　事	石工事下地確認、石工事施工状況確認
10.タ イ ル 工 事	タイル下地確認、タイル施工状況確認、タイル施工完了打診確認
11.木　　工　　事	木下地組確認、木工事施工状況確認、化粧材取付け確認
12.屋根及びとい工事	屋根工事施工状況確認、とい取付状況確認、とい通水確認
13.金　属　工　事	防錆処理確認、施工状況確認
14.左　官　工　事	下地確認、調合確認、施工状況確認、仕上り確認
15.建　具　工　事	特殊建具製作状況確認、現場取付け確認、建具周囲モルタル詰め確認
16.ガ ラ ス 工 事	ガラス取付け確認、網入りガラス防錆材施工状況確認
17.塗　装　工　事	下地確認、塗装状況確認、塗装仕上げ面の確認、錆止め塗り厚確認
18.内　装　工　事	下地確認、施工状況確認、仕上げの確認、現場発泡断熱材吹付厚確認
19.ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事	施工状況の確認
20.排　水　工　事	施工状況の確認、排水通水確認

（備考）１．延床面積が１０㎡未満の改修工事については、提出を要しない。

２．各工事の施工面積（量）がＡ－１の「主要（資材・機材）発注先通知書等の提出基準」の最少数値未満の場合は、提出を要しない。

３．請負金額が１億円未満の工事及び要求水準仕様書発注の工事については、いんぺい部のみ提出すること。

４．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

工事概要書の提出基準

（建築工事）

１．延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事。

２．延床面積が５００㎡以上の改修工事。

３．増築、改修面積の合計延床面積が５００㎡以上の工事。

４．総合発注工事で請負金額が３，０００万円以上の工事。

５．その他、監督職員が必要と認める工事。

（備考）１．総合発注工事の場合は、一括して提出すること。
２．要求水準仕様書発注の工事については、提出を要しない。
３．上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

施工計画書の提出基準

（電気設備工事）

工　事　区　分	工　　事　　内　　容	提　　出　　基　　準
１．配管、配線工事	建築、機械設備工事との施工区分 １）梁貫通孔、壁型枠孔及びその補強 ２）マンホール、ハンドホール、盤類の基礎等 ３）自動制御用配線 電話会社との施工区分 機材搬入方法 作業場所（位置、面積、足場） 作業工具と工法 施工に必要な資格者（溶接工、消防設備士等） 機材の保管場所 防火区画、耐震壁等	ａ.建築工事の延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事の場合 ｂ．請負金額又は下請金額が２，０００万以上の場合 ｃ．全停電を伴う工事の場合
２．機器据付工事	建築、機械設備工事との施工区分 １）コンクリート基礎 ２）制御機器及び配線 ３）試験運転調整 機器の搬入方法（道路、閉口部、養生、揚重機器等） 機器の据付方法（アンカー、据付精度、耐震計算書等） 機器据付後の養生	ａ．　建築工事の延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事の場合 ｂ．請負金額又は下請金額が２，０００万以上の場合 ｃ．全停電を伴う工事の場合 ｄ．変電設備工事で新設変圧器３００ KVA 以上の場合 ｅ．自家発電設備工事、太陽光発電設備工事、風力発電設備工事の場合 ｆ．通信設備工事で、改修前と仕様が変わる場合
３．専門工事	受変電設備、昇降機設備、搬送設備、中央監視設備で、工事区分１．２．の工事内容 昇降機設備は、工事区分２の工事内容	ａ．すべて提出のこと
４．特定工事	安全確認を必要とする工事	ａ．すべて提出のこと

（備考）１．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

主要（資材・機材）発注先通知書の提出基準

（電気設備工事）

工　事　区　分	提　出　を　要　す　る　機　材　名
構内外線設備工事	トランス、　遮断器、　ＰＡＳ、　電柱、　ハンドホール
受変電設備工事	受配電盤、　トランス、　コンデンサ、　リアクトル、　ＣＶＣＦ、　ＵＰＳ 遮断器、　ＰＡＳ
主幹配線設備工事	ワイヤリングダクト、　ケーブルラック
動力配線設備工事	分電盤、　制御盤
避雷設備工事	突針、　中継端子箱、　導体（棟上含む）
外灯設備工事	照明機器、　ボール、　開閉器盤
電灯コンセント設備工事	照明器具
電話設備工事	電話機、　端子盤、　交換機
時計・拡声設備工事	時計、　端子盤、　アンプ、　レピータ、　スピーカ
インターホン設備工事	親機、　子機、　端子盤、　スピーカ
ナースコール設備工事	親機、　子機、　端子盤、　スピーカ
テレビ共同受信設備工事	ブースタ、　整合器、　機器収納盤、　アンテナ、　ボール
呼出設備工事	親機、　マイク、　端子盤、　スピーカ
防災設備工事	受信盤、　感知器、　端子盤
自家発電設備工事	発電機盤、　起動盤、　発電機、　原動機、　各槽
太陽光発電設備工事	太陽電池アレイ、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、系統連系保護装置 蓄電池制御盤
風力発電設備工事	風車発電装置、監視制御装置、パワーコンディショナ、計測保護装置 蓄電池制御装置
搬送設備工事	搬送機、　搬送盤、　レール、　気送管、　ステーション
中央監視設備工事	監視盤、　端子盤、　リモートステーション、　アナンシェータ
昇降機設備工事	エレベータ、　ダムウェータ、　エスカレータ
医療用コンセント設備工事	医用接地センター、　医用接地端子、　医用コンセント
共通工事	各種電線管、　各種電線及びケーブル、　配線機器類

（備考）１．上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

材料試験成績報告書の提出一覧表

（電気設備工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．１

工事区分	試験区分	提出を要する試験項目
電力設備工事	機材試験	照明器具標準試験（ＪＩＳマーク表示品、(財) 日本建築センターの防災性能評定マーク及び誘導灯認定委員会の認定表のあるものはそれによる） 分電盤、開閉器箱、制御盤標準試験（ＪＩＳマーク表示品はそれによる） 遮断機、電磁開閉器、電磁接触器、保護継電器、制御継電器標準試験（ＪＩＳマーク表示品はそれによる） バスダクト及び付属品標準試験 ケーブルラック試験 マンホール及びハンドホールの鉄蓋の標準試験
	施工試験	絶縁抵抗及び絶縁体力試験、接地抵抗試験、非常用照明装置照度測定試験 照明器具点灯試験、コンセント極性試験、分電盤試験（外観、構造、シーケンス試験） 制御盤現地試験（外観、構造、シーケンス、動作特性、漏電遮断機動作試験）
受変電設備工事	機材試験	器具単体の標準試験（ＪＩＳマーク表示品は除く） 配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、計器用変成器、指示計器、最大需要電流計、積算計器、高調波計、記録電気計器、保護継電器、制御継電器、デマンド監視装置、交流遮断器、自動力率制御装置、変圧器、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル、断路器、限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧電磁接触器、避雷器、高圧カットアウト、キュービクル式配電盤及び高圧閉鎖配電盤の標準試験 絶縁抵抗試験、耐電圧試験、継電器試験、配電盤温度試験 直流電源装置の標準試験 バスダクト及び付属品の標準試験
	施工試験	施工の標準試験（構造試験、性能試験） 変圧器ごとの低圧回路漏れ測定試験
自家発電設備工事	機材試験	発電機の試験（製造者の社内規格による試験） ディーゼルエンジン駆動陸用同期発電機性能試験 ガスタービン駆動同期発電機性能試験 絶縁抵抗試験、耐電圧試験、総合電圧変動特性試験、(設計図書に指示する場合) 最大電圧降下特性試験（設計図書に指示する場合） 過電流耐力試験（形式試験としてもよい）　過速度耐力試験 波形くるい率試験（形式試験としてもよい） 温度試験（形式試験としてもよい）　効率算定試験（形式試験としてもよい） 原動機の試験（製造所の社内規格による試験） 発電機と組合わせた状態での性能試験、過速度試験、調速機試験、保安装置試験 始動停止試験、速度特性試験、燃料消費率試験 配電盤の試験（受変電設備工事の試験項目による）

（電気設備工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．２

工事区分	試験区分	提出を要する試験項目
自家発電設備工事	機材試験	補機付属装置試験 　空気圧縮機（製造者の社内規格による試験）　整流装置及び蓄電池試験 　主燃料槽水圧試験、燃料移送ポンプ試験（全圧力、揚油量、軸圧力、水圧試験） 　冷却水ポンプ試験（揚程、揚水量、軸動力、水圧試験） 　冷却塔冷却能力試験（製造者の社内規格による試験でもよい）
	施工試験	始動停止試験、充気または充電試験、負荷試験及び燃料消費率試験、振動試験 保安装置試験及び継電器試験（製造者の社内規格による試験）、絶縁抵抗試験 耐電圧試験、接地抵抗試験、排気背圧測定試験（製造者の社内規格による試験） 圧力試験、受電設備との総合動作試験
通信設備工事	機材試験	電器時計装置の標準試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験 拡声装置の標準試験、温度上昇測定試験、耐電圧試験 呼出し・出退表示装置の標準試験、温度上昇測定試験、耐電圧試験 インターホン装置及びナースコール装置の標準試験 テレビ共同受信装置の標準試験
	施工試験	絶縁抵抗試験、接地抵抗試験 電気時計設備の標準試験 拡声装置の標準試験 呼出し・出退表示装置の標準試験 インターホン装置及びナースコール装置の動作試験 テレビ共同受信設備機能試験 非常放送設備、火災報知設備、非常警報設備、ガス漏れ警報設備試験等（消防用設備等試験結果報告書の試験基準による） 自動閉鎖設備機能試験
構内交換設備工事	機材試験	交換機、中継台、ボタン電話主装置試験（製造者の社内規格による試験） 電源装置試験（製造者の社内規格による試験）
	施工試験	施工の標準試験（構造試験、機能試験）
中央監視制御設備工事	機材試験	器具単体の試験（ＪＩＳマーク表示品はそれによる） 警報盤及び表示操作盤の標準試験 監視制御装置の標準試験 交流無停電電源装置の標準試験
	施工試験	絶縁抵抗試験 施工の標準試験（機能試験）

（電気設備工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．３

工 事 区 分	試験区分	提 出 を 要 す る 試 験 項 目
太陽光発電設備工事	機材試験	器具単体の標準試験（ＪＩＳマーク表示品はそれによる） ・太陽電池モジュール 電気出力特性、絶縁性能　ＪＩＳ　Ｃ８９１８及びＪＩＳ　Ｃ８９３９ ・接続箱 絶縁抵抗、耐電圧　ＪＩＳ　Ｃ８９８０ ・パワーコンディショナー及び系統連係保護装置 継電器特性、総合動作（製造者の社内規格による試験）、起動停止試験 効率損失　ＪＩＳ　Ｃ８９６１ 出力力率（連係運転時）、 交流出力電流歪（連係運転時）（自立運転時） 保護装置特性（系統連係技術要件ガイドライン及び製造者の社内規格による試験）
	施工試験	構造試験（製造者の社内規格による試験）、絶縁抵抗試験、継電器特性試験試験、総合動作試験
風力発電設備工事	機材試験	器具単体の標準試験（ＪＩＳマーク表示品はそれによる） ブレード、軸、支持材等は建築基準法に計算方法による計算で、構造耐力上の安全を確認する 外観検査、絶縁抵抗測定、絶縁耐力測定、保護装置試験、遮断器・開閉器関係試験、監視・制御装置及び保安警報装置試験
	施工試験	構造試験（製造者の社内規格による試験）、絶縁抵抗試験、総合動作試験（製造者の社内規格による試験）、接地抵抗試験
昇降機設備工事	機材試験	ＪＩＳ　Ａ４３０２（昇降機の検査標準）及び日本エレベータ協会標準試験
	施工試験	ＪＩＳ　Ａ４３０２（昇降機の検査標準）及び日本エレベータ協会標準試験

（備考）１．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

施工図、製作図等承諾願の提出基準

（電気設備工事）

工　事　区　分	提　出　を　要　す　る　機　材　名
構内外線設備工事	トランス、　遮断器、　ＰＡＳ、　電柱、　ハンドホール
受変電設備工事	受配電盤、　トランス、　コンデンサ、　リアクトル、　ＣＶＣＦ、　ＵＰＳ 遮断器、　ＰＡＳ
主幹配線設備工事	ワイヤリングダクト、　ケーブルラック
動力配線設備工事	分電盤、　制御盤
避雷設備工事	突針、　中継端子箱、　導体（棟上含む）
外灯設備工事	照明機器、　ポール、　開閉器盤
電灯コンセント設備工事	照明器具
電話設備工事	電話機、　端子盤、　交換機
時計・拡声設備工事	時計、　端子盤、　アンプ、　レピータ、　スピーカ
インターホン設備工事	親機、　子機、　端子盤、　スピーカ
ナースコール設備工事	親機、　子機、　端子盤、　スピーカ
テレビ共同受信設備工事	ブースタ、　整合器、　機器収納盤、　アンテナ、　ポール
呼出設備工事	親機、　マイク、　端子盤、　スピーカ
防災設備工事	受信盤、　感知器、　端子盤
自家発電設備工事	発電機盤、　起動盤、　発電機、　原動機、　各槽
太陽光発電設備工事	太陽電池アレイ、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、系統連系保護装置 蓄電池制御盤
風力発電設備工事	風車発電装置、監視制御装置、パワーコンディショナ、計測保護装置 蓄電池制御装置
搬送設備工事	搬送機、　搬送盤、　レール、　気送管、　ステーション
中央監視設備工事	監視盤、　端子盤、　リモートステーション、　アナンシェータ
昇降機設備工事	エレベータ、　ダムウェータ、　エスカレータ
医療用コンセント設備工事	医用接地センター、　医用接地端子、　医用コンセント

（備考）１．上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

工事施工管理報告書の提出基準

（電気設備工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＮＯ．１

工　事　区　分	提 出 を 要 す る 施 工 管 理 内 容	最少数値
共　通　工　事	１．ケーブル相互の接続及び端末処理	２ヶ所
	２．同上接続部絶縁処理	２ヶ所
	３．配管の布設	延長５０ｍ
	４．総合調整	
	５．塗装	３０㎡
	６．外壁区画貫通部の防水処理	
電灯、動力、弱電設備	１．照明機器またはプルボックスなどの取付け	２０ヶ所
	２．壁埋込盤類キャビネットボックスの取付け	２ヶ所
	３．主要機器及び盤類の設置など	
避　雷　設　備	１．突針の取付け	
	２．導線の建築物への接続	
受変電設備 中央監視設備	１．基礎の地業、配筋、コンクリート打込み状況	２０㎡
	２．基礎ボルトの位置及び取付け	１０ヶ所
	３．電気室埋込み配線の布設	
	４．配電盤類の設置	
	５．電線の布設	
	６．外壁貫通部の防水処理	
	７．電線の機器への接続	
	８．枠組などの塗装	
自家発電設備	１．基礎の地業及び配筋、コンクリート打込み状況	5 KVA
	２．基礎ボルトの位置及び取付け	5 KVA
	３．埋設配管の布設	5 KVA
	４．地中埋設管の布設	5 KVA
	５．機械類の設置	
	６．外壁貫通部の防水処理	
	７．電線の機器への接続	
構内配線設備	１．盤類キャビネットの取付け	
	２．主要機器の設置	
	３．地中電線の経路及び布設	
	４．マンホール、ハンドホール等の設置	

（電気設備工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＮＯ．２

工　事　区　分	提出を要する施工管理内容	最少数値
太陽光発電設備 風力発電設備	１．基礎の地業及び配筋、コンクリート打込み状況	１ＫＷ
	２．基礎ボルトの位置及び取付け	１ＫＷ
	３．埋設配管の布設	１ＫＷ
	４．地中埋設管の布設	１ＫＷ
	５．機械類の設置	
	６．外壁貫通部の防水処理	
	７．電線の機器への接続	
昇降機設備	１．主要機器及び盤類等の設置	
	２．ピット内の防水処理	

（備考）１．最少数値未満の工事については、提出を要しない。

２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

工事概要書の提出基準

（電気設備工事）

１．受変電設備工事、搬送設備工事等で工事金額が２，０００万円以上の工事。

２．無停電電源装置、自家発電装置、太陽光発電設備、風力発電設備、昇降機設備等の機器設置（更新）工事で、機器本体の金額が１，０００万円以上の工事。

３．照明器具、配線等の更新（改修）工事で、更新（改修）部分の延床面積が５００㎡以上の工事。
外部工事にあっては、工事金額が２，０００万円以上の工事。

４．総合発注工事で請負金額が３，０００万円以上の工事。

５．その他、監督職員が必要と認める工事。

（備考）１．総合発注工事の場合は、上記にかかわらず建築工事に倣い、一括して提出すること。
２．要求水準仕様書発注の工事については、提出を要しない。
３．上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

施工計画書の提出基準

（機械設備工事）　　Ｎｏ．１

工　事　区　分	工　　事　　内　　容	提　　出　　基　　準
１．配管工事	建築、電気設備工事との施工区分 　１）梁貫通孔、壁型枠孔及びその補強 　２）自動制御用電気配管、配線 機器搬入方法 作業場所（位置、面積、足場） 作業工具と工法 　１）管の接続方法 　２）管の防錆方法 　３）管の支持方法 施工に必要な資格者（溶接工、消防設備士等） 配管材料の保管場所 防火区画、耐震壁等	ａ.建築工事の延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事の場合 ｂ．請負金額又は下請金額が２，０００万以上の場合
２．風道工事	建築、電気設備工事との施工区分 　１）梁貫通、壁開口及びその補強 　２）天井吹出し口用枠及び点検口 　３）外気ガラス 　４）防火区画、耐震壁等 機材の搬入方法 工法（要領） 　１）風道の接続方法 　２）風道の支持方法 作業場所（位置、面積、足場） 材料の保管場所	ａ．　建築工事の延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事の場合 ｂ．請負金額又は下請金額が２，０００万以上の場合
３．機器の据付工事	建築、電気設備工事との施工区分 　１）コンクリート基礎 　２）インターロック及び電源 　３）試運転調整 機器の搬入方法（通路、開口部、養生、揚重機器等） 機器の据付け方法（アンカー、耐震計算書、据付精度等） 機器据付け後の養生 機器据付けに必要な資格者（ボイラ据付け工事作業主任者等）	ａ．　建築工事の延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事の場合 ｂ．請負金額又は下請金額が２，０００万以上の場合 ｃ．機械室内のすべて

（機械設備工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．２

工　事　区　分	工　事　内　容	提　出　基　準
４．保温塗装工事	保温の施工方法（種別ごと） 継ぎ目の処理方法 外装材の防水処理方法 貫通部の処理方法 塗装方法	ａ.建築工事の延床面積が３００㎡以上の新築、増築工事及び延床面積が５００㎡以上の改修工事の場合 ｂ．請負金額又は下請金額が２，０００万以上の場合
５．試　　験	試験方法	ａ．すべて提出のこと
６．専門工事	冷暖房設備、医療ガス設備は、工事区分１～５の工事内容	ａ．すべて提出のこと

（備考）１．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

主要（資材・機材）発注先通知書の提出基準

（機械設備工事）

工　事　名	提　出　を　要　す　る　機　材　名
弁　　　　類	各種弁類
ポ　ン　プ　類	渦巻ポンプ、　水中モータポンプ、　電動真空給水ポンプ
槽　　　　類	鋼板製水槽、　ＦＲＰ製水槽、　圧力水槽、　貯湯槽、　膨張水槽、　還水槽 熱交換器、　ヘッダー
電　気　材　料	盤類、　電動機
衛生工事材料	定水位調整弁、 鋼製簡易ボイラ、　ガス湯沸器、　消火機器、　衛生陶器、　水処理装置
空調工事材料	ボイラ、 冷凍機、　冷温水発生器、　冷却塔、 送風機、　空気調和機、冷却塔、送風機 ファンコイルユニット、 空気清浄装置、　全熱交換器、　ファンコンベクター 防火・防煙ダンパ、　ヒストダンパ、　排煙口、 自動制御機器類
医療ガス設備機材	マニホールド、 アウトレット、　吸引ポンプ、　空気圧縮機、　真空タンク シャットオフバルブ、　圧縮空気タンク、　遠隔警報器
し尿浄化槽	槽、　機器
共　通　工　事	各種配管材、　各種継手及び収縮継手類

（備考）１．上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

材料試験成績報告書の提出一覧表

（機械設備工事）　【材料試験】　No.　1

<table>
<tr><th>機　材　区　分</th><th colspan="2">機　材　項　目</th><th>提　出　を　要　す　る　試　験　項　目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">弁　　類</td><td colspan="2">減圧弁</td><td>水圧及び作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全弁</td><td>水圧及び作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">温度調節弁</td><td>水圧及び作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">電磁弁</td><td>水圧及び作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">電動弁</td><td>水圧及び作動</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ポンプ類</td><td colspan="2">渦巻ポンプ</td><td>揚程、揚水量、軸動力及び水圧</td></tr>
<tr><td colspan="2">水中モータポンプ</td><td>揚程、揚水量、軸動力及び水圧</td></tr>
<tr><td colspan="2">電動真空給水ポンプ</td><td>給水圧力、揚水量、空気量、真空度及び電流値</td></tr>
<tr><td colspan="2">油ポンプ</td><td>全圧力、揚油量及び電流値</td></tr>
<tr><td rowspan="14">槽　　類</td><td colspan="2">鋼板製水槽</td><td>満水及び内部防錆被膜</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＦＲＰ製水槽</td><td>満水</td></tr>
<tr><td colspan="2">圧力水槽</td><td>水圧及び内部防錆被膜</td></tr>
<tr><td colspan="2">貯湯槽</td><td>水圧及び内部防錆被膜（エポキシ樹脂コーティングを施した槽のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貯油槽</td><td>地下式</td><td>水圧</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>満水</td></tr>
<tr><td rowspan="2">膨張水槽</td><td>開放形</td><td>満水及び内部防錆被膜</td></tr>
<tr><td>密閉形</td><td>水圧及び内部防錆被膜</td></tr>
<tr><td colspan="2">還水槽</td><td>満水及び内部防錆被膜</td></tr>
<tr><td colspan="2">熱交換器</td><td>能力及び水圧</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ヘッダー</td><td>蒸　気</td><td>水圧</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>水圧及び内部防錆被膜</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気材料</td><td colspan="2">盤　類</td><td>動作、絶縁抵抗及び耐電圧</td></tr>
<tr><td colspan="2">電動機</td><td>特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧</td></tr>
<tr><td rowspan="4">衛生工事材料</td><td colspan="2">定水位調整弁</td><td>水圧及び作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">銅製簡易ボイラ</td><td>熱出力及び水圧</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガス湯沸器</td><td>熱出力及び水圧</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火機器</td><td>水圧または耐圧</td></tr>
<tr><td rowspan="7">空調工事材料</td><td colspan="2">ボイラ</td><td>熱出力、水圧及び騒音</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷温水発生機</td><td>熱出力、水圧、冷凍能力、電動機出力、振動、騒音及び気密耐圧</td></tr>
<tr><td rowspan="2">冷凍機</td><td>圧縮式</td><td>冷凍能力、電動機出力、振動、騒音、水圧及び気密耐圧</td></tr>
<tr><td>吸収式</td><td>冷凍能力、水圧、騒音及び気密耐圧</td></tr>
<tr><td colspan="2">温風暖房機</td><td>熱出力、風量、静圧、電流値及び騒音</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷却塔</td><td>冷却能力及び騒音</td></tr>
<tr><td colspan="2">送風機</td><td>風量、全圧、回転数、軸動力及び騒音</td></tr>
</table>

（機械設備工事）　【材料試験】　No.　2

機　材　区　分	機　材　項　目	提　出　を　要　す　る　試　験　項　目
空調工事材料	パッケージ形空気調和機	能力、風量、静圧、軸動力、振動及び騒音
	ユニット形空気調和機	能力、風量、静圧、軸動力、振動及び騒音
	ファンコイルユニッ	能力、風量、定格消費電力及び騒音
	空気清浄装置	補集率及び初期抵抗
	全熱交換器	全熱交換率、顕熱交換効率
	ファンコンベクター	能力、風量、定格消費電力及び騒音
	防火・防煙ダンパ ピストンダンパ	漏気量及び作動
	排煙口	漏気量及び作動
	自動制御機器類	耐圧及び作動
医療ガス設備機材	マニホールド	調整圧力、流量、気密及び作動
	アウトレット	流量及び気密
	シャットオフバルブ	気密
	吸引ポンプ	空気量、真空度、回転数、電流値及び運転状態
	空気圧縮機	空気量、真空度、回転数、電流値及び運転状態
	真空タンク	気密
	圧縮空気タンク	気密
	遠隔警報器	作動
し尿浄化槽	槽	満水
	機　　器	水圧及び作動

（備考）１．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。
　　　　２．ボイラ及びさく井工事については、別途法令等による提出（届出）書類があるので注意すること。

（機械設備工事）　【施工試験】　No.　3

工　事　区　分	試験区分	提　出　を　要　す　る　試　験　項　目
ボイラ及び蒸気直接暖房設備工事	施工試験	蒸気配管　水圧試験 油　配管　空気試験 水　配管　水圧試験 冷媒配管　窒素ガス、炭酸ガスまたは乾燥空気による気密試験、絶縁試験、作動試験
さく井設備工事	用水試験	予備用水試験、段階用水試験、連続用水試験、水質試験
給排水、衛生器具及び給湯、消火設備工事	施工試験	給水管　水圧試験 汚水配管　満水試験、煙試験、通水試験 排水ポンプの吐出管　水圧試験 給湯配管　水圧試験 消火設備　「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示の制定」に基づく外観試験、性能試験 送水管　水圧試験 ハロゲン化物及び粉末消火配管　空気または窒素ガスによる気密試験
し尿浄化槽設備工事	施工試験	汚水移送管及び消泡管　水圧試験 空気管及び散気管　気密試験
ガス設備工事	施工試験	気密試験、点火試験
空気調和及び換気設備工事	施工試験	耐圧及び気密試験 冷凍機その他　「冷凍保安規則」及び「ボイラ及び圧力容器安全規則」の適用を受ける冷凍機の耐圧及び気密試験は、法規の定めるところによる
医療ガス設備工事	施工試験	医療ガス（酸素、笑気、窒素、吸引、圧縮空気）設備 圧縮空気又は窒素による圧力試験 アウトレット、吸引ポンプ、空気圧縮機、遠隔警報器作動試験 余剰麻酔ガス排出設備 圧縮空気又は窒素による圧力試験 アウトレット、エアーエジェクター、ブロアー、吸引ポンプ作動試験
自動制御工事	施工試験	総合調整試験

（備考）１．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

施工図、製作図等承諾願の提出基準

（機械設備工事）

工　事　名	提　出　を　要　す　る　機　材　名
ポ　ン　プ　類	渦巻ポンプ、 水中モータポンプ、　電動真空給水ポンプ、　油ポンプ
槽　　　　類	鋼板製水槽、　ＦＲＰ製水槽、　圧力水槽、　貯湯槽、　貯油槽、　膨張水槽、　還水槽 熱交換器、　ヘッダー
電　気　材　料	盤類、　電動機
衛生工事材料	定水位調整弁、 鋼製簡易ボイラ、　ガス湯沸器、　消火機器、　衛生陶器、　水処理装置
空調工事材料	ボイラ、 冷凍機、　冷温水発生器、　冷却塔、 送風機、　空気調和機 ファンコイルユニット、 空気清浄装置、　全熱交換器、　ファンコンベクター、 防火・防煙ダンパ、　ヒストダンパ、　排煙口、 自動制御機器類
医療ガス設備機材	マニホールド、 アウトレット、　吸引ポンプ、　空気圧縮機、　真空タンク シャットオフバルブ、　圧縮空気タンク、　遠隔警報器
し尿浄化槽	槽、　機器
共　通　工　事	各種計器類

（備考）１．上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

工事施工管理報告書の提出基準

（機械設備工事）

工　事　区　分	提 出 を 要 す る 施 工 管 理 内 容	最少数値
共　通　工　事	１．配管類の接続状況	延長５０ｍ
	２．地中配管の経路及び布設	５０ｍ
	３．配管類の勾配及び支持	５０ｍ
	４．ダクト類の接続状況	５０ｍ
	５．保温及び塗装の状況（隠蔽部）	５０ｍ
	６．基礎の地業、配筋、コンクリート打込み状況	２０㎡
	７．基礎ボルトの位置及び取付け	１０ヶ所
	８．機器組立、据付け状況	
	９．総合調整	
ボイラ及び蒸気直接暖房設備	１．機器組立、煙道等の組立状況	
	２．地震感知器据付け	
さく井設備	１．掘削の位置、地業等	
	２．ケーシングの接続状況	
	３．スクリーンの沈設位置	
	４．砂利充填状況	
自動制御設備	１．盤類の据付け状況	
独立鉄筋コンクリート煙突策造	１．突針部及び配管配線、接地極の埋設状況	
	２．建築工事の提出基準による	

（備考）１．最少数値未満の工事については、提出を要しない。
　　　　２．その他、監督職員が特に必要と認めるものについては提出すること。

工事概要書の提出基準

（機械設備工事）

１．空調設備工事、冷暖房設備工事等で工事金額が２，０００万円以上の工事。

２．受水槽等の機器設置（更新）工事で、機器本体の金額が１，０００万円以上の工事。

３．老朽配管更新等の工事で、更新（改修）部分の延床面積が５００㎡以上の工事。
外部工事にあっては、工事金額が２，０００万円以上の工事。

４．総合発注工事で請負金額が３，０００万円以上の工事。

５．その他、監督職員が必要と認める工事。

（備考）１．総合発注工事の場合は、上記にかかわらず建築工事に倣い、一括して提出すること。
２．要求水準仕様書発注の工事については、提出を要しない。
３．上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

主な官公署への申請手続一覧表

Ｎｏ．１

工事区分		申請、届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
共通関係	管理施設等の道路使用等	道路工事施工承認申請	発注者（請負者代行）	道路管理者	着工前	歩道切下げ・ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙの撤去等	道路法
		道路占用許可申請	発注者（請負者代行）	道路管理者	着工前	目的、場所、期間、構造、方法、時期、復旧方法	道路法 地方条例
		道路使用許可申請	発注者（請負者代行）	警察署長	着工前	目的、場所、期間、方法	道路交通法
		支障移転請求	発注者（請負者代行）	供給会社等	着工の 30 日前まで		
建築関係	建築物・工作物	許可申請書	発注者（設計者代行）	特定行政庁	計画通知書提出前	許可を必要とする場合	建築基準法
		計画通知〔確認申請〕（建築物・工作物）	発注者（設計者代行）	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気・機械設備を含む 工作物は、令 138 条に指定されたもの	建築基準法
		建築工事届 建築物除去届	発注者（設計者代行）	都道府県知事	着工前	防火、準防火地域及び 10 ㎡を超える場合	建築基準法
		建設リサイクル法対象建設工事の通知〔対象建設工事の届〕	発注者（請負者代行）	都道府県知事	着工前〔着工の 7 日前まで〕	特定建設資材の種類、着工の時期・工程の概要等	建設リサイクル法
		建築工事計画届	発注者（請負者代行）	労働基準監督署長	工事開始の 14 日前まで	高さ 31 m を超える建築物等の建設、解体等	労働安全衛生、安全規則
		工事完了通知〔工事完了届〕	発注者（監理者代行）	建築主事	完了日から 4 日以内		建築基準法
		特定建築物届	発注者（請負者代行	都道府県知事	使用開始後１ヶ月以内	所在地、用途、延面積、構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者名その他	建築物衛生法 ※建築物衛生法施行令
電気設備関係	電力	保安規定届	発注者（設計者代行）	経済産業大臣	着工前		電気事業法
		主任技術者選任又は解任届	発注者（設計者代行）	経済産業大臣	着工前		電気事業法
		受電届	発注者（設計者代行）	経済産業大臣	受電開始の 30 日前まで		電気使用制限等規則
		工事計画届	発注者（設計者代行）	経済産業大臣	着工の 30 日前まで	受電電圧１万Ｖ以上の需要設備	電気事業法
		使用前安全管理検査申請	発注者（請負者代行）	経済産業大臣	使用前自主検査後 30 日前以内	受電電圧１万Ｖ以上の需要設備	電気事業法
		自家用電気工作物使用開始届	発注者（請負者代行）	経済産業大臣	使用開始後遅滞なく	譲受けまたは借受けた場合	電気事業法

工事区分		申請、届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
電気設備関係	電気	自家用電気使用申込	発注者（請負者代行）	電力事業者	着工前		電気供給約款
		電気需給契約	発注者（請負者代行）	電力事業者	供給承認時		電気供給約款
		自家用電気工作物落成予定通知	発注者（請負者代行）	電力事業者	落成予定確定時		電気供給約款
		自主検査成績書	発注者（請負者代行）	電力事業者	送電前		電気供給約款
		電灯、電力使用申込	発注者（請負者代行）	電力事業者	着工前		電気供給約款
	通信	加入申込	発注者（請負者代行）	電気通信事業者	利用意志確定次第		電話サービス契約約款（ＮＴＴの場合）
		専用申込	発注者（請負者代行）	電気通信事業者	利用意志確定次第		専用サービス契約約款（ＮＴＴの場合）
		自営端末設備の接続請求	発注者（請負者代行）	電気通信事業者	完成前		電話サービス契約約款 専用サービス契約約款（ＮＴＴの場合）
	航空障害	航空障害標識を設置しないことについての申請	発注者（設計者代行）	国土交通大臣	着工前		航空法
		航空障害灯の設置届	発注者（設計者代行）	国土交通大臣	工事完成時	60 m以上の高さの物件を設置する時	航空法
	電波	高層建築物等予定工事届	発注者（設計者代行）	総務大臣	着工前	伝搬障害防止区域に31 mを超える建築を行う時	電波法
		高層建築物等工事計画届	発注者（設計者代行）	総務大臣	伝搬障害防止区域に指定された時	（建築中の場合）	電波法
	消防	工事整備対象設備等着工届	発注者（請負者代行）	消防長又は消防署長	着工の10日前まで	自動火災報知設備等消防用設備	消防法 消防規則
		消防用設備等（特殊消防設備等）設置計画届	発注者（請負者代行）	消防長（市町村長、消防署長）	着工の10日前まで	非常警報設備、誘導灯、非常コンセント、無線通信補助設備等	地方火災予防条例
		電気設備設置届	発注者（請負者代行）	消防長（市町村長、消防署長）	設置工事開始7日前まで	変電設備（20ｋｗ以上）内燃機関による発電設備、蓄電池設備（4,800Ah・ｾﾙ以上）等	地方火災予防条例
		消防用設備等（特殊消防設備等）設置届	発注者（請負者代行）	消防長（市町村長、消防署長）	工事完了後４日以内		消防法
	昇降機	計画通知〔確認申請〕（昇降機） ・設置届 ・廃止届 ・完了届	発注者（請負者代行）	建築主事	着工前 廃止時 完了時	建築配置図、昇降機据付平面図、断面図、構造詳細図	建築基準法 建築基準法施行規則

工事区分			申請、届出の名称	提　出　者	提　出　先	提出時期	摘　　要	法　　令
給水設備関係	上水道・給水装置		水道工事申込書兼施工承認申請	発注者（請負者代行）	水道事業管理者	着　工　前	案内図、配置図、配管図添付の上承認を受ける。（上水道・給水装置）	給水条例等
			工事完了届	発注者（請負者代行）	水道事業管理者	完　了　時	工事完成図添付	給水条例等
			指定水道工事店設計審査申込	発注者（請負者代行）	水道事業管理者	着　工　前	指定された者が施工審査を受ける。	給水条例等
			指定水道工事店工事検査申込	発注者（請負者代行）	水道事業管理者	完　了　時	工事竣工後、工事検査を受ける。	給水条例等
			給水申込	発注者（請負者代行）	水道事業管理者	使　用　前	申込後量水器取付け	給水条例等
	専用水道		専用水道確認申請	発注者（設計者代行）	都道府県知事	着　工　前	給水量、水源の種別地点、水質試験、施設の概要など	水道法 水道則
			給水開始前の届	発注者（請負者代行）	都道府県知事	使　用　前	水質検査、施設検査	水道法 水道則
	高架タンク 高さ８ｍ超過		計画通知〔確認申請〕工作物	発注者（設計者代行）	建築主事	着　工　前	配置図、平面図、構造図、断面図添付	建築基準法
			工事完了届	発注者（監理者代行）	建築主事	完了した日から４日以内	検査を受けて検査証受領	建築基準法 建築基準法施行令
排水設備関係	公共下水道に下水排出		排水設備計画届	発注者（設計者代行）	下水道事業管理者	着　工　前	工事調書、案内図、配置図添付、排水設備技術者選任	下水道条例
			工事完了届	発注者（請負者代行）	下水道事業管理者	完成後５日以内	検査を受け検査証受領	下水道条例
			使用開始（変更）届	発注者（請負者代行）	下水道事業管理者	使　用　前	新設開始、休止施設の再使用	下水道条例
		カドミウム等排水	特定施設設置届	発注者（設計者代行）	公共下水道管理者	着工の60日前又は特定施設となった日から30日以内	施設の種類、構造、使用方法、処理方法、量、水質その他	下水道法
			特定施設使用届	発注者（請負者代行）または使用者	公共下水道管理者	使用開始から30日以内	施設の種類、構造、使用方法、処理方法、量、水質その他	下水道法
	公共水域にカドミウム等排出		特定施設設置届	発注者（設計者代行）	都道府県知事（市長）	着工の60日前	施設の種類、構造、使用方法、処理方法汚染状態　、量その他	水質汚濁防止法 地方条例
			特定施設使用届	発注者（請負者代行）または使用者	都道府県知事（市長）	特定施設となった日から30日以内総量指定地域については60日以内	施設の種類、構造、使用方法、汚染状態　、量その他	水質汚濁防止法

工事区分		申請、届出の名称	提　出　者	提　出　先	提 出 時 期	摘　　要	法　　令
排水設備関係	河川に50m³／日以上の汚水排水	汚水排出届	発注者（請負者代行）	河川管理者	使　用　前	汚水の水質、量、処理方法、排出方法	河川法施行令
地下水採取関係	政令指定地区	建築物用地下水採取許可申請	発注者（設計者代行）	都道府県知事（指定都市の長）	着　工　前	揚水設備の配置、構造図添付	地下水法
		地下水採取届	発注者	都道府県知事（指定都市の長）	指定地区となった日から１ヶ月以内	使用している地下水揚水設備の用途、構造、場所	地下水法
浄化槽関係	―	計画通知〔確認申請〕	発注者（設計者代行）	建築主事	着　工　前	見取図、形状、構造大きさ	建築基準法
		浄化槽設置届	発注者（請負者代行）	都道府県知事、保健所を設置する市にあっては市長	着工 21 日前まで（型式認定浄化槽は、10 日前まで）	見取図、形状、構造大きさ	浄化槽法 既設建物に新たに浄化槽を設置する場合
		工事完了通知〔工事完了届〕	発注者（監理者代行）	建築主事	完了日から4 日以内		建築基準法
消火設備関係	―	防火対象物使用届	発注者（請負者代行）	消防長（市町村長、消防署長）	使　用　前	設計書、計算書、系統図、平面図等添付	地方火災予防条例
		消防用設備等着工届	発注者（請負者代行）	消防長又は消防署長	着工 10 日前まで	設計書、系統図、仕様書等添付	消防法 消防規則 ※消防設備士が届出
		消防用設備等設置届	発注者（請負者代行）	消防長又は消防署長	完了日から4 日以内	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付	消防法 消防規則
ガス設備関係	都市ガス	ガス工事申込	発注者（請負者代行）	供給会社	着　工　前	設計図、建物平面図	ガス事業法 供給規程
	液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵または取扱いの開始届（300 ㎏以上貯蔵の場合）	発注者（請負者代行）	消防長又は消防署長	着　工　前	取扱数量、位置、構造、消防設備の概要	消防法 危険物政令
		特定高圧ガス消費者の消費届出（３，０００㎏以上）	発注者（請負者代行）	都道府県知事	消費開始の２０日前	位置、構造、設備、数量、消費の方法	高圧ガス保安法
		液化石油ガス設備工事届（病院等で主に貯蔵量が500kg を超える場合）	発注者（請負者代行）	都道府県知事	完　了　時		液化石油ガス法 液化石油ガス規則

工事区分		申請、届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
冷凍設備関係	一日の冷凍能力、フルオロカーボン50t以上、その他のガス20t以上	高圧ガス製造許可申請	発注者 （請負者代行）	都道府県知事	製造開始の20日前まで	ガスの種類、製造計画書添付	高圧ガス保安法 冷凍保安規則
		製造施設完成検査申請	発注者 （請負者代行）	都道府県知事	完成時		高圧ガス保安法 冷凍保安規則
		高圧ガス製造開始届	発注者 （請負者代行）	都道府県知事	製造開始時		高圧ガス保安法 冷凍保安規則
	一日の冷凍能力、フルオロカーボン20t以上50t未満その他のガス3t以上20t未満	高圧ガス製造届	発注者 （請負者代行）	都道府県知事	製造開始の20日前まで	ガスの種類、製造施設明細添付	高圧ガス保安法 冷凍保安規則
ボイラ及び第一種圧力容器設備関係	新設のもの	構造検査申請	製造者	労働局長	製造後	検査を受け刻印及び明細書に検査済印を受ける ※現場組立のボイラにあっては設置完了後に構造検査を受ける	労働安全衛生法 ボイラ規則
		設置届	発注者 （請負者代行）	労働基準監督署長	置の30日前まで	明細書、構造検査証、配置図、配管図据付主任者選任	労働安全衛生法 ボイラ規則
		落成検査申請	発注者 （請負者代行）	労働基準監督署長	落成時	検査を受け検査済証を受領	労働安全衛生法 ボイラ規則
ボイラ及び第一種圧力容器設備関係	再使用のもの	使用再開検査申請	発注者 （請負者代行）	労働基準監督署長	完成時	構造図、明細書、配置図	労働安全衛生法 ボイラ規則

工事区分			申請、届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
小型ボイラ関係	―		設置報告	請負者	労働基準監督署長	完成時	構造図、明細書、配置図	労働安全衛生法 ボイラ規則
火気使用設備関係	熱風炉・炉・かまど ボイラ（小型以下）		火を使用する設備等の設置届	発注者 （請負者代行）	消防長 （市町村長、消防署長）	着工の７日前まで	設備概要、配置図	消防法 地方火災予防条例
危険物の製造所・貯蔵所・取扱関係	指定数量以上	指定数量の３０倍以上	危険物保安監督者選任届	発注者 （請負者代行）	都道府県知事又は市町村長、消防署長	選任した時遅滞なく		消防法 危険物の規制に関する政令 危険物の規制に関する規則
			危険物設置許可申請 （製造所・貯蔵所・取扱所）	発注者 （請負者代行）	都道府県知事又は市町村長	着工前	製造所等の構造、設備図面添付	消防法 危険物の規制に関する政令
			水張、水圧検査申請	製造者	都道府県知事又は市町村長	施工中	容器に配管、付属品を取付ける前に申請	危険物の規制に関する政令
			完成検査申請	発注者 （請負者代行）	都道府県知事又は市町村長	完成時	検査を受け検査済証を受領	危険物の規制に関する政令
	指定数量の１／５以上		少量危険物の貯蔵の取扱届出	発注者 （請負者代行）	消防署長	完成時	品名、数量等	地方火災予防条例
ばい煙関係	―		ばい煙発生施設設置届	発注者 （請負者代行）	都道府県知事又は市町村長	着工の60日前まで	ばい煙発生施設の種類、構造、使用方法処理方法	大気汚染防止法 大気汚染防止法施行令 地方条例
振動関係	指定地域内に特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合		特定建設作業実施届	発注者 （請負者代行）	市町村長	作業開始の７日前まで	特定建設作業の種類、場所、期間、振動防止の方法等	振動規制法 振動規制法規則

工事区分		申請、届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
騒音関係	指定地域内に特定施設を設ける場合	特定施設設置届	発注者（請負者代行）	市町村長	着工の 30 日前まで	特定施設の種類ごとの数、騒音防止方法、配置図等	騒音規制法 地方条例
		特定施設使用届	発注者（使用者）	市町村長	特定施設となった日から 30 日以内	特定施設の種類ごとの数、騒音防止方法、配置図等	騒音規制法 ※指定地域となった場合の既存施設
		特定建設作業実施届	発注者（請負者代行）	市町村長	作業開始の７日前まで	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類、特定建設作業の場所及び実施の期間、騒音の防止の方法	騒音規制法
クレーン関係	—	クレーン設置届	発注者（請負者代行）	労働基準監督署長	設置工事開始 30 日前まで	つり上げ荷重３ｔ以上、明細書、組立図、強度計算書、据付箇所周囲状況、基礎概要等添付	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 労働安全衛生法施行規則 クレーン等安全規則
		クレーン設置報告書	発注者（請負者代行）	労働基準監督署長	着工前	つり上げ荷重 0.5 ｔ以上３ｔ未満	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 クレーン等安全規則
ゴンドラ関係	—	ゴンドラ設置届	発注者（請負者代行）	労働基準監督署長	設置工事開始 30 日前まで	明細書、検査済証、組立図、据付箇所の周囲の状況、固定方法等添付	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行規則 ゴンドラ安全規則
有機溶剤関係	—	有機溶剤設備等設置届	発注者（請負者代行）	労働基準監督署長	設置工事開始 30 日前まで	作業場所図面、設備等の図面、適用書等添付	労働安全衛生法

注．
1．表中〔　〕内は国以外が設置する場合を示す。
2．表中（請負者代行）は当該工事請負者が申請等の手続きを代行して行うことを示す。
3．表中（設計者代行）は当該工事設計業務請負者が申請等の手続きを代行して行うことを示す。
4．表中（監理者代行）は当該工事監理業務請負者が申請等の手続きを代行して行うことを示す。